

令和7年度普通交付税額の変更決定

「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第88号）に基づき、総務省において令和7年度普通交付税（県分・市町分）の再算定を行い、本日、総務省より当初決定額が変更決定されましたので、お知らせします。

○ 県に対する追加交付額は7,049,282千円です。市町に対する追加交付額（総額）は5,947,820千円です。各市町の追加交付額等の詳細は別紙を御参照ください。

○ 令和7年度普通交付税の再算定の概要は次のとおりです。

① 「臨時経済対策費」及び「給与改定費」の創設

・地方公共団体が、国の補正予算に基づく事業・物価高対応等及び地方公務員の給与改定を実施するのに必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」及び「給与改定費」が創設された。

・人口を基本とした上で、地域の基幹産業の活性化、こども・子育て支援等に関する客観的な指標（※）を用いて算定。

※ 算定に用いる指標は次のとおり。

・一人当たり各産業売上高	・一人当たり事業所数	・年少者人口比率
・高齢者人口比率	・障害者人口比率	・教職員数 等

② 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

・地方公共団体が、臨時財政対策債を償還する基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」が創設された。

③ 「調整額」の復活

・本年7月29日の当初決定の際に、全国の各地方自治体の財源不足額の合算額が、国の当初予算における普通交付税の総額を超えることとなつたため減額された「調整額」分について追加交付。

【用語集】

○ 地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税を財源として、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。

（所得税・法人税の 33.1%+酒税の 50%+消費税の 19.5%+地方法人税の全額）

○ 普通交付税の総額（全国） = 地方交付税の総額の 94% （残りの 6% は特別交付税）

○ 普通交付税の交付時期 ※追加交付は国の補正予算の成立及び地方交付税法が改正され次第、交付されます。 各地方自治体の資金繰りなどを考慮し、4・6・9・11 月の 4 回に分けて交付されます。

○ 個々の地方自治体の普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (標準的な財政需要) (標準的な財政収入)

○ 基準財政需要額 = 測定単位 × 単位費用 × 補正係数 (人口、面積等) (測定単位 1 当たりの費用) (※)

（※）各種の補正係数は、各団体の自然条件や社会条件などの違いによる財政需要の差を反映するものです。

○ 基準財政収入額 = 標準的税収入の 75%

○ 調整額

普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、財源不足額の合算額を普通交付税の総額にあわせることとしています。この総額にあわせるために減額した額を調整額といいます。国の補正予算により交付税総額が増加した場合などに、調整額の復活を行い、追加交付されることがあります。

○ 臨時財政対策債

平成 13 年度から、財源不足を交付税特別会計借入金により措置を講じることを見直し、財源不足のうち建設地方債の増発などを除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条（地方債の制限）の特例となる地方債（臨時財政対策債）発行により補てん措置を講じることとなりました。発行可能額は基準財政需要額の一部を振り替えて算定されます。経常的経費にも充てることのできる一般財源であり、元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税により措置されます。

令和7年度 普通交付税 変更決定額

○県分

(単位:千円)

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (②-①)
香川県	127,004,531	134,053,813	7,049,282

○市町分

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (②-①)
高松市	21,217,592	23,291,687	2,074,095
丸亀市	9,062,248	9,663,498	601,250
坂出市	2,616,714	2,942,391	325,677
善通寺市	3,414,942	3,634,859	219,917
観音寺市	5,960,185	6,322,333	362,148
さぬき市	8,220,525	8,553,384	332,859
東かがわ市	6,657,512	6,907,168	249,656
三豊市	10,512,844	10,937,656	424,812
土庄町	3,390,895	3,543,707	152,812
小豆島町	3,832,231	3,995,487	163,256
三木町	2,757,362	2,963,475	206,113
直島町	940,652	1,003,289	62,637
宇多津町	890,010	1,018,926	128,916
綾川町	3,405,729	3,608,458	202,729
琴平町	1,853,897	1,952,320	98,423
多度津町	2,025,683	2,180,682	154,999
まんのう町	4,319,940	4,507,461	187,521
市 計	67,662,562	72,252,976	4,590,414
町 計	23,416,399	24,773,805	1,357,406
市町計	91,078,961	97,026,781	5,947,820

**臨時経済対策費、給与改定費、臨時財政対策債償還基金費算定額、
調整額の復活及び基準財政収入額の減少による追加交付額**

○県分

(単位:千円)

	臨時経済対策費 ①	給与改定費 ②	臨時財政対策債 償還基金費 ③	調整額の復活 ④	基準財政収入額の 減少 (※) ⑤	計 ⑥ (①+②+③+④+⑤)
香川県	3,604,380	1,952,676	1,361,874	128,684	1,668	7,049,282

※ 暫定税率の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減少によるもの。

○市町分

(単位:千円)

	臨時経済対策費 ①	給与改定費 ②	臨時財政対策債 償還基金費 ③	調整額の復活 ④	基準財政収入額の 減少 (※) ⑤	計 ⑥ (①+②+③+④+⑤)
高松市	1,132,099	521,953	375,058	44,679	306	2,074,095
丸亀市	350,848	143,758	94,022	12,530	92	601,250
坂出市	187,721	77,901	53,754	6,255	46	325,677
善通寺市	134,368	55,448	26,251	3,816	34	219,917
観音寺市	212,989	84,567	57,002	7,524	66	362,148
さぬき市	200,583	75,767	49,122	7,316	71	332,859
東かがわ市	157,018	54,988	32,322	5,294	34	249,656
三豊市	254,558	93,377	66,952	9,825	100	424,812
土庄町	105,501	30,941	13,749	2,602	19	152,812
小豆島町	111,161	32,872	16,340	2,862	21	163,256
三木町	131,732	50,297	20,977	3,080	27	206,113
直島町	41,060	14,775	5,851	948	3	62,637
宇多津町	74,899	35,762	16,246	1,993	16	128,916
綾川町	130,541	44,789	23,920	3,445	34	202,729
琴平町	66,083	21,635	9,210	1,488	7	98,423
多度津町	89,824	41,435	21,045	2,676	19	154,999
まんのう町	124,031	39,344	20,646	3,470	30	187,521
市 計	2,630,184	1,107,759	754,483	97,239	749	4,590,414
町 計	874,832	311,850	147,984	22,564	176	1,357,406
市町計	3,505,016	1,419,609	902,467	119,803	925	5,947,820

※ 暫定税率の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減少によるもの。